

# 当協会定款の一部変更について

— 定時総会「議決権行使書」の提出にご協力ください —

当協会は平成25年度から一般社団法人移行に伴い、新たな定款にて運営されております。定款施行から8年を経過し、会員の構成、実施事業等も変遷しております。現状に対応したより的確な組織運営・事業推進を行うため、令和2年度に新たに「定款変更検討専門委員会」を設置し、令和3年度からの定款改定を検討してまいりました。

(写真)

正副会長代行者、弁護士、税理士、副会長（事務局）、専務理事の6名を検討委員とし、定款変更の必要性、改正内容、変更方法等について審議を行いました。令和3年1月14日から3月1日まで3回にわたり委員会を開催し、別表のとおり定款を一部変更すべきとの結論を得ました。

定時総会に、定款一部変更を報告し、令和3年6月開催した第29回理事会に検討結果を報告し、令和3年7月6日開催の第9回定時総会に、定款一部変更を承認されました。

更を上程させていただしました。よろしくご理解いただき、とともに、さらなる協会事業へのご支援・ご利用を賜り申しあげます。

## 定款一部変更について

別表

	現 行	改 正 案	改 正 理 由
事業 第4条	本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。 (8)労働保険事務組合及び建設自営業者組合の運営等に関する事業 (12)関係官庁及び関係団体との連絡、調整等に関する事項	(8)労働保険事務組合及び自営業者組合の運営等に関する事業 (12)関連団体との連携並びに関係官庁及び関係団体との連絡、調整等に関する事項	(8)の自営業者は、法令により建設業に限らず運送業等の幅広い組合設立が可能であり、建設の文字を抹消する。 (12)は、関係団体よりさらに連携を深めるべき、当協会の関連団体「社会保険労務士法人 愛知労務管理コンサルティング」を平成25年に設立したため。
役員の 設置 第21条	本会に、次の役員を置く。 (1)理事 10名以上20名以内 2 理事のうち1名を会長とし、会長以外の理事のうち3名以内を副会長、1名を専務理事とする。又、常務理事1名を置くことができるものとする。	(1)理事 10名以上25名以内 2 理事のうち1名を会長とし、会長以外の理事のうち5名以内を副会長、1名を専務理事とする。又、常務理事1名を置くことができるものとする。	(1)より幅広い業種・企業より理事を選出するため、「25名以内」とする。 2 会長補佐体制の強化のため、「5名以内を副会長とする」とする。
議長 第34条	理事会の議長は、会長がこれに当たる。	理事会の議長は、会長がこれに当たる。 <u>会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、副会長が議長となる。</u>	会長が不在の場合の、理事会議長を想定するため。なお、定時総会には、第15条2にて、「会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が当たる。」と規定されている。
議事録 第36条	理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成する。 2 議事録には、出席した会長及び監事が記名押印する。	2 議事録には、出席した会長及び監事が記名押印する。 <u>会長が欠席したときは、出席した理事及び監事が記名押印する。</u>	会長が不在の場合の理事会議事録署名者を想定するため。なお、定時総会の議事録は第20条にて、「議長及び総会に出席した理事のうちから議長が指名した者2名が記名押印する」と規定されているが、理事会については法的に出席した全理事・監事の記名押印が必要。

様には、定時総会の出欠について慎重にご判断をお願いいたします。極力ご来場ではなく、定時総会資料に併せてお送りする『議決権行使書』による議決権の行使をお願い申し上げます。



申し上げます。また、定款変更には、全会員約4000社の三分の2以上の定時総会での議決を必要とします。つきましては『議決権行使書』のご提出に、各段のご協力をお願い申し上

げます。

定款変更についてのご意見、ご質問等につきましては、協会事務局電話

(052)961-1666、ファックス(052)962-1670ま

でお寄せください。  
定款全文については、  
協会ホームページ(II名  
北労働基準協会で検索)

↓「情報公開他」(トッ  
プページ最下段)↓「定  
款」をご覧ください。

一般社団法人 名北労  
働基準協会  
専務理事・事務局長  
市之瀬高司

(敬称略)

### 「定款変更検討専門委員会」

会長代行者	住友理工(株)小牧製作所 小牧製作所所長 田中 瞳
副会長代行者	敷島製パン(株) 常務取締役上席執行役員 家田 茂
弁護士	石原総合法律事務所 弁護士 伊藤歌奈子
税理士	中村大平税理士事務所 所長 税理士 中村大平 (一社)名北労働基準協会 副会長 石田幹夫 (一社)名北労働基準協会 専務理事・事務局長 市之瀬高司



ホームページ掲載用「議案説明」動画撮影

当協会は、3月8日から23日に開催を予定していた「各部会幹事会議」「各支部常任委員会」、3月25日に開催を予定していた「理事代行者会議」について、新型コロ

ナウイルス感染拡大防止の観点より、対面による会議の開催を中止し、書面による審議を実施しました。

それぞれの会議出席者は、ナウイルス感染拡大防止の観点より、対面による会議の開催を中止し、書面による審議を実施しました。

各部会幹事会議には当協会より会議資料を送付、当協会ホームページに掲載された議案説明の動画とともに内容を審議し、審議結果を当協会に回答する方法で進めました。

告会(1)令和2年度事業報

今回審議する内容は、「各部会幹事会議」及び「各支部常任委員会」の結果については、本誌にて報告いたします。